



平成 17 年 5 月 19 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 26 番 2 号  
株式会社 S J ホールディングス  
代表取締役社長 李 堅  
( J A S D A Q ・ コード 2 3 1 5 )  
問い合わせ先：経営企画室 近衛 伸賢  
03-3206-1983(代表)

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、下記のとおり平成 17 年 6 月 27 日開催予定の当社第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社の子会社の役職員の業績の向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上を図り、もって企業価値を最大化することを目的として、当社及び当社の子会社の役職員に対し、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストック・オプションとして新株予約権を割当て発行いたします。なお、ストック・オプションとして発行することから、新株予約権の発行価額は無償といたします。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 9,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (3) 新株予約権の総数

9,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。ただし、当社が上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）を総数の上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の最終価格（以下「最終価格」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満は切り上げ）とする。

ただし、その金額が新株予約権の発行する日の最終価格（取引が成立しないときはそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当りの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社の吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認められる払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者は、新株予約権の行使時における当社普通株式の時価が 120,000 円（当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整される）未満の場合は、新株予約権を行使することができない。

その他の権利行使の条件は、新株予約権の発行の当社取締役会決議及び同決議に基づき締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は未行使の新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権の割当を受けた者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容については、平成 17 年 6 月 27 日開催予定の当社第 16 期定時株主総会において、「当社及び当社の子会社の役員にストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件」が承認されることを条件とし、同株主総会決議後に当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上